
QA11 帰還困難区域において可能な活動は何ですか

帰還困難区域では、

- ①主要道路における通過交通
- ②住民の方の一時的な帰宅
- ③公益を目的とした立入り

が可能です。

内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A (2013 年 3 月公開版)」より作成

出典の公開日：2013 年 3 月

本資料への収録日：2014 年 3 月 20 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日